

議案第18号

三宅町個人情報保護審査会条例の制定について

三宅町個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三宅町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続き等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、町に、三宅町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、町に、三宅町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- (2) 三宅町個人情報保護法の施行に関する条例第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を述べること。

(組織)

第3条 審査会は、5名以内の委員を持って組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の有するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対して、審査会の会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開または保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審査会は、諮問実施機関から提出された資料のほか、必要があると認めるときは諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問実施機関をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害する恐れがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付（以下この条文において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利害を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議の会議の非公開)

第14条 第2条第1項第1号の規定による調査審議を行う審査会の会議は、公開しない。

(答申書の公表等)

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表するものとする。

- 2 審査会は前項に規定する答申が第2条第1項の規定によるものであるときは、答申書の写しを審査請求人及び参加者に送付するものとする。

(罰則)

第16条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の規定の施行の際、現に旧条例第25条の規定により町に置かれた同条に規定する三宅町個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「旧審査会」という。)に、第4条第1項の規定による任命を受けたものと見なす。

- 2 町長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものと見なす。

- 3 前条の規定の施行の際、現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の役員で会った者に係る旧条例第25条5項の規定による職務上知ることがで

きた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 4 施行日前に三宅町個人情報保護法の施行に関する条例附則第2条の規定による廃止前の旧条例第24条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用についてはなお従前の例による。
- 6 第3項の規定によりなお十全によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。
- 7 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。